

	<h2 style="margin: 0;">14. 案内章</h2>	<p style="text-align: center;">★ 考査員認定</p>	
---	-------------------------------------	--	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
<p>(1) 自宅を中心とした地域内(市街地1km～村落3km)にある次の各施設の方向、距離及び所要時間(徒歩、自転車、公共交通機関)を示し、人を案内できること。 郵便局、郵便ポスト、電信電話局、公衆電話、駐在所、幼稚園、学校、図書館、病医院、薬局、寺、神社、教会、公園、停留所、宿泊施設、自転車・自動車の修理所、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、浴場、消火栓、橋、おもな商店、工場などの構築物または施設</p>	<p>口述および記述・実演</p>	<p>・ 作品((3)の略図)によって演示させる。</p>
<p>(2) 地域内外にある次の各施設の方向、距離及び所要時間(徒歩、自転車、公共交通機関)を示し、人を案内できること。 県庁、市区町村役所、警察署、消防署、公民館、保健所、駅、主要幹線道路(国道)、高速道路の入り口、空港</p>	<p>口述および記述・実演</p>	<p>・ 作品((3)の略図)によって演示させる。</p>
<p>(3) 自宅を中心に半径1km～3km の方向に(1)及び(2)にあげた任意の施設へ、徒歩で行く場合の略図を描き、目標物・危険箇所及び次の地物を出来るだけ書き入れて提出すること。 池、沼、河川、鉄道、港湾、踏切、堤防、坂道、道路(種別)、バス路線、船着場</p>	<p>作品(略地図)の提出</p>	<p>・ 縮尺を記入させる。</p>
<p>(4) 自分の住む市町村の産業、文化、交通上の特徴をふまえて、自分なりの観光ガイドマップを作成し、実際に案内できる。</p>	<p>作品(観光ガイドブック)の提出</p>	<p>・ 縮尺を記入させる。 作品の内容について説明させるのもよい。</p>
<p>(5) 次のアまたはイについて報告書を提出する。</p> <p>ア 居住地付近及び隊本部付近を除く、任意の市街地または集落を含む地域において、行程8km以上の踏査を行い、前記案内章の(1)、(2)及び(3)の考査細目に相当する案内書を作成し、スケッチ、写真案内地図、その他、参考資料を添付して提出する。</p> <p>イ 次のいずれか1つについて踏査を行い、その実施計画作成上十分参考となる程度の報告書(交通の便、距離、時間、スカウト活動に利用し得る地形、地物の状況その他)を作成提出する。</p> <p>(ア)カブ隊ピクニックコース (イ)ボーイ隊ハイキングコース (ウ)ボーイ隊のキャンプ地 (エ)ベンチャー隊の移動キャンプコース</p>	<p>報告書の提出</p>	<p>・ 報告書には当該隊長の証印を要する。</p>